

藩翰譜

四下

和書門類			
三八	一〇	一九	九四
冊	架	函	號

内閣文庫			
三五	八七	八九	九四
函	冊	架	號
和書		類	

内閣文庫			
番號	和	8994	
冊數	37 (4)		
函號	155	59	



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



藩翰譜 四下

戸田松平

戸田

牧野

松井
松平

三宅

西郷

土波

高木



細川渡辺ちか宗人不意に叛き國中所へおこさるるに
松平和泉入左十田淳正屋へ討宗光を討て追補を
おこす伊勢守あす貞雄親元不意に書あつてのせ
ゝのふりし十田を以て討つとに松平和泉入
左は江川殿の以て祖信光の事也とを以て
討つ時松平十田南村三河の事のお目代を以て
討つ二人の御法を出し討つとに○又松平は信光
元より十田を討つ事正三の事とて十七年なり宗
光の意を田原を討つ後又二三年を討つ事
ころしし事ありありありと宗光とに長きし
し名田原を築し
此意より松平の事あり其田原正忠憲光

田原ありて同今松平の位人松平入左古柏と
さし小地をありて今川治経が猶父親義親の戸田
とたすく水正三年七月松平の國を去りて同は八月

今松平の陣をとりて政跡を六十餘、松野源よりまけ
て返りて死す氏親今松平の城をとりて憲光より討
らる憲光田原二三年今松平の城をありて松平憲光
嫡男元を討政光二連亦あり二男今松平あり
い事判業 松野入左嫡男は松平成人のち
い事判業 松野入左嫡男は松平成人のち
やし今松平の城をありて松平源二年八月松平
二三年を討つとに松平源二年八月松平
天正六年より討つとに田原を討つとに同は
まのつひ今松平の事あり政光の嫡子源
宗徳憲光田原の城を討つとに松平源二年八月松平

かて軍一ノ首根の要害を守り大材の城を
きよ長七のノ流國古河の城を移す
同十四日七月を同十六年の七月に
すのれ其まの申がころし甲一ノ
四月川の地をいり端よ
六月常陸のいり端よ
河陣よ
之の信濃回松本の陣よ
八月十九日
後日位下

卒の位よ
孫の位よ
の國の名の城よ
甲して
石方
きよ
い
寛文
七月
海
海

の門流しして御方よりとる所の銃炮小銃
みてしるはらうたてはる敵も子負と死人と
多うすと申す徳川殿より馳る名はひさし海
いふやうなと作らさる大坂佐治の幕内ハ
一かぬ一定政破て系せんと酒井は射すの
軍とと果て下知小海をさうとやん敵一子
の志うとあり銃炮もしりし弘澤をみては徳
川敵と畏し沈ぬと申しはた大坂よりさる
忠以大よ恨しあま入てのち城中にせし入幕
内より知る城の中より外にむらして流しお

つる溝に樋をきりて様の上より下を流すのり
かたにたよりし海軍と申す城より入る二の城
火をつけて死すに城を攻めんとするあま多
新三郎樽より忠以士卒と下知をさるす
て大坂あけし戸屋にたのりしに合をせし
一と作らさる弘澤一と系せんとし
あくす大坂の胃の志向銃炮をあてらる
しりぬしと作らさるあま内志をたか
すは酒井の軍を敵にあたりた大坂と着
りあてしるも由りしはさしけすやあて

いさよの江川を以て御力を賜 四光の
そのより増を 秋田 槍を合を事凡あな
産呂の大將三傷小平を 三を連承出川十二
月の事
の親永孫七の七月五日の城を攻るし時
る名しぬ まひいし 八月二年三河に大津の村を
場入る 七 九年十月馬を古津流 あはら
田村 又戸田孫田 二の
侍五人 石原 大原 よ 居ら あ た 日 ま 口 し
方田 九京 日 へ 飛 二 の 七月 を 江 に 渡
名の伝人江川 へ 城 を 築 き 城 と して 申 田 り

くみ と 大原 に あり 百 助 を 賜 は しく 水 使 と 兼 し
ふ ゆ せ ま じ り 北 ま の 士 と 二 月 を 以 て 戸 田 に 寄 り
氏 考 孫 忠 次 の 小 居 氏 を 以 て 十四人 を 以 て 渡 名
の 北 加 賜 石 原 同 時 乙 未 年 三 月 三 日 方 京 の 陣 り
み り 利 と 兼 り 大原 江 川 に 居 り 兵 を 以 て 申 り
陣 と 兼 り 石 原 江 川 の 陣 あり 菅 原 の 大 原
定 利 京 師 兼 り 乙 未 年 三 月 長 孫 の 合 戦
戦 が 大 原 兼 り 九 京 大 原 乙 未 年 十 月 敵 と 兼 り
て 前 兼 り 大原 の 地 を 以 て 乙 未 年 十 月 八 日
九 京 孫 の 京 師 兼 り 九 京 大 原 乙 未 年 十 月 八 日

駿河の金造自り山原より海をめぐりてかき取舟の
地を出て河後と記せし事大坂本道一合て追を
り、九年三月に天神の御あり時大坂より一を方と政
屋より御首を討て執り十二年尾張の小牧の
清陣大坂大坂の地と守り小信張間宮酒
千賀録向井録本とありて伊勢の金と三河の
とて九鬼右之丞の御山原とありて御大坂より
若さ記しけし御の地とありて守り十八年の長
お神の國小田原にむかひに守り大坂植村虎兵衛と
同く山原の地とありて守り伊勢守日向月三

山原根の山とて一むと依佐川大坂は伊勢守より
て河後河よりありて軍勢をわきまへしと記し大坂
原を河後陣より守りぬるありし事大坂の大名也
流う大坂より守りぬるありし事大坂の大名也
伊勢守 大坂の大名也
九鬼右之丞 伊勢守の御山原
やうしりて守りぬるありし事大坂の大名也
賜ふ大坂の地とありて守りぬるありし事大坂の大名也
と記しありし事大坂の大名也
下を守りぬるありし事大坂の大名也
守りぬるありし事大坂の大名也

功と河あきも流しけ夜の素向と感し傳りてを長
二年六月廿二日一十七日にて小田の地を率一
りれ七依きさるひの二十歳天正二年小牧の山原の
時父方原より大野の陣を軍流すのりて抑受
りて三河と和地村をわし揚 碓小田原の軍を
父子もふむし園を合戦し沙市の浮城とけは
はるけり一却前圓九某の城とて守れぬずる
天長六年九月よりけり累代のおり田原城を賜
一石月十二日叙爵は大坂の家起し時始
是流陣とす 二後大坂水通す大田新の後陣と

惟いりり年去部一ぬ三河と東郡のくは常法
後の中子あはせり向いり六つ次河一は此に属に
けし平元初元年七月京都へて卒す年五十一歳と
嫡男因幡りた能生るの古某と長女年花秋父とた小
海道の内供して愛す京と進向い大坂ぬ夜の軍に八将
軍家のゆゑに流しり年移て六十一歳家探り
正月より率一りり大能男よりりり六令中三寄
右方た能嫡男を以て嗣とに何かち忠高流父た能
嗣とてして受て又又軍有古肥後國天某郡富是
の城と賜く 二石月十二日二月廿二日卒行

堂の清養考は此事と為ぬ正廣は年四月に京都
不司計の職を補せしむ所加賜す石神等より

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

戸田

左門藤原一西は注川殿の清内子にて出陣名御師

勇士也 一西は事甲陽軍監小注ありてはくからん〇いん

戸田ありてはくからん〇いん 一西は事甲陽軍監小注ありてはくからん〇いん

の三田村平丹後守康長の娘注川殿の清内子にて出陣名御師

中い元龜二年五月甲田大膳入道信玄を討つ

城のこゝし川四帝御頼山縣を討つ御高宗の御

多し城を攻めし御高宗の御高宗の御高宗の御

しし川一西は元龜二年五月甲田大膳入道信玄を討つ

約一人當千と云くは、甲陽軍鑑不出の抄に、家名は北條時義、約一人當千と云くは、甲陽軍鑑不出の抄に、家名は北條時義、

北田四郎勝頼を討つて、長祿を改し、その年月は、
の事、天正三年有るの御事
北田四郎勝頼を討つて、長祿を改し、その年月は、
の事、天正三年有るの御事

小山の城を攻らし、北田四郎二を服従せしむ。

うし、北田四郎勝頼を討つて、長祿を改し、その年月は、
の事、天正三年有るの御事

とも、北田四郎勝頼を討つて、長祿を改し、その年月は、
の事、天正三年有るの御事

追ひ、北田四郎勝頼を討つて、長祿を改し、その年月は、
の事、天正三年有るの御事

小山の城を攻らし、北田四郎二を服従せしむ。

うし、北田四郎勝頼を討つて、長祿を改し、その年月は、
の事、天正三年有るの御事

一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西
一、武蔵の國、練弁の地と賜、天正五年、東西

戸田より加賀へ永正二年七月小幡河の回を渡り、
八月止る今指の城をとりた新野はカキ陣にむけ
興正十月卒服きりて死し城をいへる田をいりてり
此利業地の從之十傳古の文かくの事一家の系圖小幡
松平忠親のふたにあらはれしゆりの事名書定律後の
四律と
古柏の曾子四人傳流傳二新流
新二より傳流系圖あり伊はら成人の後今指の
城をとりてめいしけりしとありては玉家孫二百有
六。出洋二所及伊澤と御て物死見せしとて
討死す伊はら傳二新流新二みかしの事上後出洋及
頭○按する系圖より新流新二とせん上後出洋及
頭はし三河系又三河國人不地をいりしとて

むろしやまの新二より及たる元成定時いりて尚國
牛窪の城あり永保四年吉良義昭のあに西尾の
城をとりて酒井雅重の親と日、水、陣、物、師
つかさうえりて西尾とありて牛窪よりま
今川のよりして徳川殿と御て及る小幡のり
小幡并及飯永保七年つかさ徳川殿小幡記
日永九年十月よりあら元成定死す年四十二の事
新二節 康成、ま、い、ま、け、り、二、三、十、一、族、の、持、物、也、
此、此、此、と、い、り、て、徳、川、殿、の、載、御、あり、て、康、成、又
正、徳、の、嫡、子、又、水、野、殿、の、孫、を、い、り、て、追、御、せ、り、

康成

けし水也り地を信えり物申の家をた小御しり事
しに康成はけし父の領事して河内をたのりたあり事

康成をた成人まで けしは二玉の一人に子長孫の令親

の時酒井五郎射た人ときよる業の要害をたた

けしをたの國流訪の京の城たり好申の城と名を

わして康成は揚屋 松平因房ちと由とれり家忠口地増補
とあそむに康成小孫すけいさうね

正徳小孫の城と名つた
うれしに康成はと名いり疑ふに曰七年九月十八

松平甚き家建とせし中京の城と名 中京又物舟
中京又物舟

正徳はけしけし政をす
はとのまはるはれり 八年有油川原田中乃

城のからむにてまのりして物申を京の城よりけし

出て御後と譲んとす康成はよりてひいてら

為りぬ十年はま 誠田と位乃中將及甲斐の國子

せり入流いしけしはら康成仰とて物申の城

をた渡河のまめり真國をた城と守り 真國をた
守りしは天正五年のり物申と
あそむにけしけしはら 同き七月

久世をた守能と名は伊豆をた松平は要害と

守り十年十月渡河國中宿の城を揚て福家

真國をた
十年の事也 十六年四月渡河下小叙

右馬允は任す十年の長小田原と名ありし

酒川殿よりし 物申の
正徳 十一年上野國大相の

を揚上 正徳
二年 是れは九年の秋東西一川小軍をた

中から歩兵すし、同、西暦年三月十三日、康成年をわす
む、本、是、流、河、も、大、成、郷、を、又、す、す、大、成、帝、后、の
軍、に、お、軍、家、に、是、係、し、前、も、七、と、す、り、て、物、の、元、和
四年、御、後、回、長、園、峰、も、物、の、七、石、也、寛、永、二年、七月
亦、る、後、四、位、に、の、り、す、一、年、二、年、に、い、て、弟、也、を、西
十月、十三、日、に、卒、を、病、も、大、和、光、成、也、世、に、い、れ、て、病、原
飛、澤、も、忠、成、と、も、き、く、但、文、也、成、初、名、也 大、成、御、
山、も、く、也、寛、永、二年、有、也、す、一、日、十、七、日、に、卒、を、
其、の、流、河、も、大、成、は、く、
内、膳、に、流、成、は、流、河、も、忠、成、の、二、男、御、后、の、回、と

板の池といふなり、石、其、の、意、わ、ら、康、通

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

牧野

内通頭源信成、濱のり、康成、男、康成、こ、比

江川、敏、小、信、成、康成、父、と、濱、の、り、と、い、い、成、と、名、の、り、

ふ、け、家、の、り、信、成、の、り、と、い、い、事、の、り、

康成、の、り、江、川、敏、小、信、成、の、り、と、い、い、事、の、り、

の、り、本、義、回、石、之、地、を、取、り、碓、碓、、岡、系、我、殿、小、海

之、の、信、之、信、を、兼、て、神、前、後、、信、成、大、相、國、家、の、

事、て、、元、和、二、年、二、月、大、書、の、記、と、す、り、

ま、定、元、十、の、の、秋、若、君、也、神、傳、と、

な、す、り、右、右、家、の、事、、正、保、元、年、正、月、十、日、後、回、國、家、の、

城、の、場、二、万、二、、名、二、万、二、、名、二、万、二、、名、二、万、二、、名、二、万、二、、名、

卒、と、嫡、男、世、と、や、二、男、、依、信、と、親、成、と、世、

と、す、親、成、と、い、い、、定、元、十、の、八、月、九、日、正、月、、の、り、

か、り、て、同、十、九、年、之、月、十、日、神、傳、の、記、、よ、り、神、傳、、

し、て、事、を、執、り、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、

つ、す、右、大、臣、家、神、代、は、も、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、

第、應、元、年、正、月、十、日、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、

系、藏、と、神、成、り、け、り、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、

つ、あ、ら、き、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、神、傳、の、記、、

乃信濃と云ふは職かあると云ふ事定文公の言
上ノ職ゆゑに同く其ノ丹後守田守子城守と云ふ
之の事 正徳元年九月廿九日致仕同元年
九月は辛酉七十一早命を以て國情を富成と爲
とす國情を富成内通以信成六田見親成りゆると

松平 松井

因防源康重故國防源康親乃也康親と云
松井たかたかとの名は河東康原の家人備後那乃
任人松井令四郎某の男は信濃に於て善右衛門元春
おちかろの後の三男安洋下子後の
田叔父康原の弟とつた多しなり 其は信濃の子是
衆の代凡 後小島守備
あつとす 知おとせしはたかたの家の
事を執りし水原守子江川及水原友と 江川友の山
和留守也

肥後 石川 守 柳村 忠 大 小 子 氏 守 ありて

一人の康成康親よとていふは、天正三年八月十日、

東田流 康親の孫、正徳六年三月の戦をかりて流

乃京の孫、康親の孫、正徳六年三月の戦をかりて流

ら、酒井氏の尉、康親の孫、正徳六年三月の戦をかりて流

伊豆の孫、石川伯耆守、康親の孫、正徳六年三月の戦をかりて流

より、酒井氏の尉、康親の孫、正徳六年三月の戦をかりて流

其の孫、康親の孫、正徳六年三月の戦をかりて流

の孫、康親の孫、正徳六年三月の戦をかりて流

康親よとていふは、天正三年八月十日、

康親よとていふは、天正三年八月十日、

とていふは、天正三年八月十日、

武田の孫、康親の孫、正徳六年三月の戦をかりて流

の法を名ぬ保を以て築うれて康を以て揚き 丑万
 大坂幕府の御かきうし仰とまうて忠心の御と
 守り揚儀國曾根の二控記しとまうて六々ま
 かりわけ首午辰まかりて忠心の御印にかく
 え和安年初象の國岸和留の御ふらひて定永
 三年九月迄四位下いのちせしき同十七年四月廿
 七十三日申す卒しり これよりして十二年七月廿
 の印を以てしりて六々名
 沖判とをいしりてなす 嫡の尾とま
 康政又よらりて定永七年十月廿卒しり
 三男康決又よらりて揚慶國定案此那ふらひ

けりし三月九日國岸幕府に候す これよりして六々名
 三男康決又よらりて揚慶國定案此那ふらひ
 享安二年八月廿二日身國邊田御とまひて定
 二の三月あふ六十年申す卒しり 二男と斗以
 康長家とつき國防をいしり イテ貞 今申す親系
 而れ 新羅田
 二千名

此の御印を以てしりて六々名
 沖判とをいしりてなす
 此の御印を以てしりて六々名
 沖判とをいしりてなす
 此の御印を以てしりて六々名
 沖判とをいしりてなす

死しりしを其の府康貞の孫貞子母とす其母は
 忠を女也伊津守賜て康貞と江守れり水原
 十一年二月高橋の地を奉らば後此高橋と名
 申小も甲斐の府中里約五石小の合親は河原の
 毎磯と云らやあり長湫の地始信河の地を
 守り後小里の地と守り相州奥州小の
 地守り小嫡子康信と同一山信一岡小と移
 居りし時武蔵國懸庇の地を領す あま石付
信貞も東山次も武蔵松原の地ありを信貞
 山次も東山次も三年三月小伏之よあわて之野
 山次も東山次も三年三月小伏之よあわて之野
 山次も東山次も三年三月小伏之よあわて之野
 死す 我岡小乃御子康貞康信

本國三言

父子を其の國様次々の地をもち軍流りし後
 康貞伊勢國龜山の地をもち高橋の地を
 加賜て小回つて高橋の地をもち高橋の地を
小回つて 元和元年十月七十三歳少て死す
 嫡子細後忠康信父よつし初め天正十八年乃其
 小田原の四傳は信子也一高橋長十九の地
 大坂の涉原小ありあり乃山原上信子也
 小田原の四傳は信子也一高橋長十九の地
 城を守り元和元年の秋伊勢國龜山の地を
 賜り同元年八月丙辰の地加賜り石室定永

九年九月豊山城小卒と具て大膳毛康豊文
 小はき定人永十二の常法園新後の地中福系
 永禄縁縁くして豊山城とすく
 父はしき定文四年之河本
 田系乃城小福系 一子三 子系出好康欽
 延寶二子十二月廿七 叙爵

西郷

若狭守源正負江之河回西郷乃任人渾亮高
 尉正勝魯孫之正勝代々西郷乃城上位一
 永禄の比初し路て河川殿所屬一とす
 今川上徳介氏志危を初め事小とす
 同五年九月十日軍路より一とす西郷城を
 城上村一とすまき川て出て所不元正
 忽し一とす一とす一とす一とす一とす

安永二宮孫九郎清貞勝子を立てしを
き一報訖と合をてしきけしを伊川及
の山郷と池加し徳中勝いし力を以て
法卒と知り戦てつたの多勢をくら
やうもこれをし一後務名の軍功とあり
いし清子二心をあきらめ清貞の命
家貞又祖子つたてこれと弾正公とあり
り長條の戦中河井た為尉たつたし
軍の要害を攻かり一六五年よりけし
徳中たは家人とし輪島しと牧野の地を

海り本田とてふし一のち甲斐の國句いし
時該の國に鹿の地ありてわあつ勢を以て
き小田原の城をたしし時先陣しつてを免
入こし一関東中務多しし時下徳正を生かされ
地をたぬいし石ま長二年彈正たつ家貞四十
二年ふして卒し

關東の地をたつた書小家貞
河川名の馬の茶子ありて法
軍のりかを下しし槍の末を以てし
家たり能かか長二年小家貞卒しとのせ
いし家貞の子長條の師た貞ハ關東の
師ありし時年ぬ六歳ふして卒しとのせ
けんいし年ぬ一歳老し行
たしんかほつたし一あるのりし

同

六年四月廿七日嫡子孫九命大負卒年五十一
 二十二年十一月二日孫六命正負家次
 死すのち若狭も伊も去り長治三年
 関ヶ原の戦い大伊新子孫いり多しに國
 依和山の陣たりて後石川長門守康通内後
 紀伊守信政といひくゆきむらりて城を
 こしけり申りけり これし弟重はけりき足之志負未
 業ありたりし代りてむらり
 其後安房の國なり 亦れ多しに
 たりて卒しり申 安房の里足るらひり
 たり
つとむらりぬは正負卒しりとも

安房の孫りてやうて卒せり 安房の孫六命
 洋多しといひ
 正負いしりたりて家をつき 長治三年
 三月廿七日
 叙爵し 若狭より候

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

る本

水正源正以先祖をく多田新後意海仲の
 後言木判官代信光よ出いよのち武い尾徳重
 あつ或も之河のまみあつ中比の先祖足利名よあつ
 といふ女將軍 教子入く跡切であつたきれし
 の時よ 幼流の子孫つてくも 信光の孫と
 してあつて 長幼よ北してよりき 信光の孫と
 正以く父も水正源 初名は正以と
 信光の孫と

碧海郡牧内の住人正高は乃尉宣光の子水也殿
 の家めつて下中 信光 尾徳重知る郡小川よあつ
 信光の年中十六年あつて之河四州屋の跡を
 名をきい免職田後信光にきい小高殿の
 合戦よ今川のまきして上より信光の
 首をきり信光をきりしにめりたてぬといふ川の
 城めゆき其後石川合戦の時一日のち七ヶ夜
 まで其城をひけりし又石川の跡よ石川
 伯耆守康昌とゆふをよめりし名を
 今川とゆふめりしと云ふ

